厚生労働大臣が定める掲示事項

　当院（水野クリニック）は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

　以下の施設基準に適合している旨、東海北陸厚生局に届け出を行っています。

　関係法令に基づき、院内掲示およびウエブサイトにてご案内しております。

★がん性疼痛緩和指導管理料

★CT撮影及びMRI撮影　　　　　　　　　　　　　　（16列以上64列未満のﾏﾙﾁｽﾗｲｽCT）

★外来後発医薬品使用体制加算Ⅰ

★脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅱ）

★運動器リハビリテーション料（Ⅰ）

★胃瘻増設術

★外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）

★外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ3）

★酸素の購入単価

★医療ＤＸ推進体制整備加算

　　\*レセプトのオンライン請求を実施しております。

　　\*オンライン資格確認等で取得した情報を診療に活用し

　　ております。

（その他届出義務のない項目）

★医療情報取得加算

　　\*オンライン資格確認等で取得した情報を診療に活用し

　　ております。

★明細書発行加算

当院では、医療費に内用がわかる領収書及び診療報の算

　定項目が記載された明細書を無料で発行しております。

　発行を希望されない方は事前に受付までお申し付けくだ

　さい。